

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示	公 告	雑 報	正 誤	ページ
○農用地利用集積等促進計画の認可 ○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件) ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(十件) ○建築士免許の取消し	○開発行為に関する工事の完了 ○政治団体の届出事項の異動届 ○政治団体の解散届 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分) ○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分) ○資金管理団体の届出事項の異動届 ○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体 ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和四年分) ○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	○宮城県風俗環境浄化協会からの変更届出の受理について ○宮城県市町村職員共済組合令和五年度決算の要旨の公表 ○仙台市職員共済組合令和五年度決算の要旨の公表		一 一 二 三 五 五 六 六 六 七 七 七 七 七 八 一〇

告 示

○宮城県公報令和六年号外第九号(令和六年三月二十九日付け) 中

一一一

○宮城県告示第四百三十四号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。
令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日
令和六年六月二十五日

○宮城県告示第四百三十五号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画特別緑地保全地区

2 名称

狐沢山特別緑地保全地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百三十六号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

岩切山崎今市東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百三十七号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百三十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百三十九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画高度地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画臨港地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

卸町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十五号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画地区計画

2 名称

明石台東地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百四十六号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和六年六月十七日	齋藤 健治	木造建築士	第七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和六年六月十七日	浅野 敏	木造建築士	第百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和六年六月十七日	橋本 隆	二級建築士	第五千八百二十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	早坂 正	二級建築士	第五千八百六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	清水 直行	二級建築士	第五千八百五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	竹中 義仁	二級建築士	第五千七百七十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	加藤 坦	二級建築士	第五千七百十八 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	木村 順一	二級建築士	第五千六百九十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	小池 久敏	二級建築士	第五千六百七十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	菊地 勉	二級建築士	第五千六百二十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	富樫 博	二級建築士	第五千五百五十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	佐藤 友康	二級建築士	第五千五百三十 五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	遠藤 正典	二級建築士	第五千三百七十 八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	成田 此男	二級建築士	第五千三百六十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	青山 満弘	二級建築士	第五千二百六十 八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	今野 一雄	二級建築士	第五千八十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	宇佐美 正 夫	二級建築士	第五千三十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	代田 利晃	二級建築士	第五千十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	門田 純一	二級建築士	第四千九百七十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	菅野 弘志	二級建築士	第四千九百二十 七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	古川 力	二級建築士	第四千九百十七 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	関 孝美	二級建築士	第四千九百十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年六月十七日	佐藤 義房	二級建築士	第七千二百六十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	高橋 清	二級建築士	第七千二百五十 四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	千葉 正和	二級建築士	第七千二百二十 九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	佐藤 一男	二級建築士	第七千五百十八 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	加藤 靖男	二級建築士	第七千五百十五 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	鳥丸 等	二級建築士	第七千九十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	八重樫 幸 男	二級建築士	第七千九十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	高橋 寛	二級建築士	第六千八百五十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	伊藤 敏彦	二級建築士	第六千六百四十 三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	白鳥 壽夫	二級建築士	第六千四百九十 五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	武田 文一	二級建築士	第六千四百六十 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	岩渕 巧	二級建築士	第六千四百三十 五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	板垣 晴夫	二級建築士	第六千二百二十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	半田 正二	二級建築士	第六千二百六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	賀来 久男	二級建築士	第六千七百十一 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	大山 明夫	二級建築士	第六千二百二十八 号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	堀内 健太 郎	二級建築士	第六千六十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	弓田 賢一	二級建築士	第六千三十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	遠藤 賢一	二級建築士	第五千九百六十 六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和六年六月十七日	若林 正樹	二級建築士	第五千八百五十 一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和六年六月十七日																			
鈴木 富士夫	相澤 吉隆	今野 勝之	佐藤 利美	高田 清	館崎 三男	石川 和之	小林 正二	曾根 次男	大和田 靖	大森 栄悦	吉田 六也	中村 伸	藤田 義次	櫛部 春男	林 眞一	水越 孝二	澤田 君男	宮本 正記	江口 典夫
二級建築士																			
第一万四百十八号	第一万十九号	第九千八百六十二号	第九千七百七十七号	第九千五百四十三号	第九千四百九十九号	第九千四百八十九号	第九千四百五十二号	第九千四百四十三号	第九千四百一十一号	第九千九百九十号	第九千九百一十二号	第九千八百三十三号	第八千九百一十号	第八千五百二二号	第八千三百七十三号	第八千二百一十八号	第八千七百七十四号	第七千九百八十八号	第七千三百二十五号
建築士法第九条第一項第三号に該当するため																			

令和六年六月十七日						
目黒 正志	星山 俊一	山内 富業	加藤 久	斉藤 金吾	相澤 秀身	中須賀 博
二級建築士						
第一万五千二二二号	第一万七百六十九号	第一万八百一十四号	第一万二千二百九十六号	第一万二千三百七十四号	第一万三千三百七十一号	第一万三千五百六十六号
建築士法第九条第一項第三号に該当するため						

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年六月二十五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 亶理郡亶理町逢隈高屋字倉東十七番一、十八番一、十九番、二十番、二十一番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 - 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号 株式会社薬王堂

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党松島町支部	杉原 崇	主たる事務所の所在地	宮城郡松島町磯崎字磯崎一〇〇一二九	宮城郡松島町北小泉字山神三六	令和六年四月一日

自由民主党丸森町支部	菊池 修一	代表者の氏名	菊池 修一	佐藤 吉市	令和六年五月十八日
------------	-------	--------	-------	-------	-----------

自由民主党宮城県第三選挙区支部	西村 明宏	会計責任者の氏名	谷 弘三	佐々木俊倫	令和六年五月十四日
-----------------	-------	----------	------	-------	-----------

自由民主党利府町支部	小渕洋一郎	代表者の氏名	小渕洋一郎	高久 時男	令和六年五月十八日
------------	-------	--------	-------	-------	-----------

自由民主党宮城県測量設計業支部	高橋 淳市	代表者の氏名	高橋 淳市	佐々木甲也	令和六年五月二十二日
-----------------	-------	--------	-------	-------	------------

日本共産党北部地区委員会	杉浦 謙一	代表者の氏名	杉浦 謙一	内藤 隆司	令和五年二月一日
--------------	-------	--------	-------	-------	----------

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
西村明宏後援会	西村 明宏	会計責任者の氏名	谷 弘三	佐々木俊倫	令和六年五月十四日

早坂あつし後援会(絆の会)	早坂 敦	国会議員関係政治団体	法第十九条の七及び第一号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七及び第一号に係る国会議員関係政治団体	令和六年四月二十五日
---------------	------	------------	---------------------------	---------------------------	------------

○宮選管告示第七十二号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)	代表者の氏名	解散年月日
政治団体の名称	平井 隆章	令和五年十二月三十一日

○宮選管告示第七十三号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

(その他の政治団体)
平井たかあき後援会
報告年月日 6. 5. 10 (5. 12. 31解散)

1 収入総額	本年収入額	223,157
2 支出総額	本年収入の内訳	323,157

3 収入の内訳	自己資金	323,157
4 支出の内訳	政治活動費	323,157

選挙関係費	323,157
-------	---------

○宮選管告示第七十四号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

平井たかあき後援会

報告年月日 6. 5. 10 (5. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

早坂 敦	早坂あつし後援会(絆の会)	政治団体の名称	早坂あつし後援会 絆の会		令和六年四月二十五日
------	---------------	---------	--------------	--	------------

渡辺 政巳	丸森を明るく元気にする会	公職の種類	丸森町議会議員	丸森町長	令和六年三月二十五日
-------	--------------	-------	---------	------	------------

○宮選管告示第七十六号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和六年六月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

志友会	中野 正志	館崎 智信	仙台市青葉区中央二一七-三〇
-----	-------	-------	----------------

中野正志後援会	峯岸 良髓	菊地 栄司	仙台市青葉区中央二一七-三〇
---------	-------	-------	----------------

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和五年宮選管告示第百

二十六号の一部を次のとおり改める。

令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県理政会の令和四年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中		
「1 収入総額	1,003,961」を	「1 収入総額 1,003,964」に

「本年収入額	563,790」を	「本年収入額 563,793」に改める。
--------	-----------	----------------------

2 支出総額中		
「2 支出総額	537,714」を	「2 支出総額 532,714」に改める。

3 本年収入の内訳中		
「政治団体分	94,140」の次の行に	

「その他の収入	3	を加える。
一年十万円未満のもの	3」	

4 支出の内訳中

「政治活動費	507,714」を	「政治活動費 522,714」に
--------	-----------	------------------

「組織活動費	38,064」を	「組織活動費 53,064」に改める。
--------	----------	---------------------

○宮選管告示第七十八号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

につきりサンパーククラブハウスの項を削り、石巻牡鹿保健福祉センターの項の次に次のように加える。

石巻市相川地区コミュニティセンター 同 市北上町十三浜字猪の沢四十四番地一

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第85号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第39条第1項に規定する風俗環境浄化協会について、昭和60年2月13日付で社団法人宮城県防犯協会連合会を指定して

いるが、同協会から、風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき名称及び事務所の所在地の変更に係る届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月25日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 名称

新 公益社団法人 宮城県防犯協会連合会

旧 社団法人 宮城県防犯協会連合会

2 事務所の所在地

新 宮城県多賀城市鶴ヶ谷一丁目4番1号

旧 仙台市青葉区一番町四丁目1番25号

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和6年6月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和五年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月25日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 若 生 裕 俊

宮城県市町村職員共済組合令和5年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬の月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	短期	市町村長	特定消防	長期	後期高齢者等 短期	市町村長長期	船員一般	船員短期	任意継続	合 計
組合員数(人)	16,618	6,757	32	1,830	2	24	2	10	4	372	25,651
標準報酬の月額 (千円)	長期	5,977,752	20,740	678,040	930		1,300	4,070			6,682,832
	短期	6,243,222	1,094,692	27,260	678,040	1,670	4,432	1,680	4,070	780	100,326
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	359,715	648,125	370,514	465,000		650,000	407,000			361,351
	短期	375,690	162,009	851,875	370,514	835,000	184,667	840,000	407,000	195,000	269,694

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	19	3	28	2	1	1	54

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	6,347,262	14,159,157	780,786	101,614			209,105	199,589				
掛金・保険料	6,454,787	9,497,902	780,776					195,781				
施設収入・商品売上									343,770			
連合会交付金	424						88,179				130	
利息及び配当金	10,500				9,360	5,619	1,206	2,811	4,923	751,271	20,104	
その他収入	651,545						64	12,204	6,667	121,585	23	11,777
他経理からの繰入金							39,810		56,000			
前年度繰越支払準備金	932,145											
計	14,396,663	23,657,059	1,561,562	101,614	9,360	5,619	338,364	410,385	411,360	872,856	20,257	11,777
(支 出)												
給付金	7,353,506											
負担金払込金		14,159,157	780,786	101,614								
掛金・保険料払込金		9,497,902	780,776									
役職員給与							152,929	25,589	138,935	15,790	7,178	4,489
特定健康診査等費								23,359				
旅費・事務費							13,137	3,206	1,304	2,057	460	207
商品仕入									9,380			
飲食材料費									66,885			
委託費							4,820	7,600	18,015			
支払利息					9,360	5,619				526,573	9,359	3,695
退職者給付拠出金	33											
前期高齢者納付金	1,479,397											
後期高齢者支援金	2,761,266											
病床転換支援金	4											
介護納付金	1,339,663											
連合会払込金	159,653											
連合会拠出金	714,813											
他経理へ繰入金	39,810							56,000				
その他支出	10,066						167,302	328,740	170,782	3,924	1,249	2,617
次年度繰越支払準備金	1,137,397											
計	14,995,608	23,657,059	1,561,562	101,614	9,360	5,619	338,188	444,494	405,301	548,344	18,246	11,008
差引当期利益金							176		6,059	324,512	2,011	769
差引当期損失金	598,945							34,109				
年度末支払準備金	1,137,397											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	2,600,400						370,611	949,237	111,145	4,341,880	645,689	180,611

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和六年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和五年度決算の要旨を公告する。

令和六年六月二十五日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合令和5年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	短 期	市 長	特定消防	後期高齢者等短期	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,536	4,351	1	1,010	16	0	235	14,149
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,692,420		650	463,540		0	4,156,610
	短期	3,760,970	847,476	1,330	463,600	3,300	62,846	5,139,522
1人当たり 標準報酬の月額(円)	長期	432,570		650,000	458,950		-	435,384
	短期	440,601	194,777	1,330,000	459,010	206,250	267,430	363,243

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	7	1	8

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(取 入)									
負担金	3,476,025	8,623,163	472,774	60,443		40,014	113,286		
掛金・保険料	3,530,668	5,766,035	472,641				111,195		
利息及び配当金								141,874	8,537
その他収入	519,800					55,850	13		95
他経理からの繰入金						14,239			
前年度繰越支払準備金	490,554								
計	8,017,047	14,389,198	945,415	60,443	0	110,103	224,494	141,874	8,632
(支 出)									
給付金	4,641,391								
役員給与						49,760	1,865	2,490	7,679
旅費・事務費						11,163	329	569	1,071
委託費						7,143	8,724	769	756
支払利息								83,110	
連合会払込金	97,339	14,389,198	945,415	60,443					
連合会拠出金	433,154								
退職者給付拠出金	19								
前期高齢者納付金	678,564								
後期高齢者支援金	1,691,796								
病床転換支援金	2								
介護納付金	847,227								
他経理へ繰入金	14,239								
その他支出	4,130					53,462	220,684	1,276	1,889
次年度繰越支払準備金	699,167								
計	9,107,028	14,389,198	945,415	60,443	0	121,528	231,602	88,214	11,395
差引当期利益金	△ 1,089,981					△ 11,425	△ 7,108	53,660	△ 2,763
年度末支払準備金	699,167								
年度末資本剰余金									
年度末利益剰余金	1,147,933					37,259	480,961	642,080	1,176,716

正 誤

○宮城県公報令和六年号外第九号（令和六年三月二十九日付け）中

ページ

一七

上 段

一 行

正

様式第十四号を削る。

様式第十五号中「(第16条圖表)」を「(第17条圖表)」に、「を」、「に改め、同様式を様式第十四号とする。

誤

様式第十五号中「(第16条圖表)」を「(第17条圖表)」に、「を」、「に改め、同様式を様式第十四号とする。